

刑法等の一部を改正する法律案に対する修正案

刑法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条のうち刑法第二百三十一条の改正規定中「二年以下の懲役若しくは禁錮若しくは」を削る。

第二条中刑法第二百三十一条の改正規定を削る。